

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第2号

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 物品等 特例政令第2条第3号に規定する物品等をいう。 (3) 特定役務 特例政令第2条第4号に規定する特定役務をいう。 (4) 一連の調達契約 特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。 (5) (略)	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 物品等 特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。 (3) 特定役務 特例政令第2条第3号に規定する特定役務をいう。 (4) 一連の調達契約 特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。 (5) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。